平成２８年（フ）第４６９号
岡山県備前市吉永町三股288番地　市営住宅11号
債務者　山下　謙治
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５３号
静岡市清水区山原295番地の15　シェリールＡ103号、旧住所静岡市清水区下野中21番19号
債務者　赤池　一司
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７４号
静岡県榛原郡吉田町住吉5436番地の328
債務者　稲田　将己
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７２号
東京都青梅市師岡町４丁目11番地の８ジュネスアルーユ206
債務者　藤山　　大
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１７７号
東京都清瀬市中里４丁目701番地86
債務者　下村　章子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市黒髪町１番11号
債務者　平口雄一郎
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2236番地６ファーストインコーポアイ106、前住所福岡県北九州市小倉北区泉台１丁目６番26号（203）
債務者　村上　大介
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市白木町１番１号　リゾートインシーパレスⅡ108号、前住所長崎県佐世保市須佐町19番５号
債務者　森　　友紀
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市松瀬町804番地２　102号
債務者　豊川　恵美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
静岡県浜松市南区田尻町519番地の１
債務者　重岡　政信
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５８０号
横浜市戸塚区汲沢８丁目１番10号
債務者　坂本　利春
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８１号
横浜市戸塚区汲沢８丁目１番10号
債務者　坂本むつ子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６０６号
神奈川県藤沢市善行団地２番15―504号
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１７号
横浜市青葉区千草台43番地11　シャルムホワイト101号室
債務者　谷口シヅエ
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５４号
横浜市金沢区六浦１丁目15番７号　田口荘301号
債務者　中橋　実男
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部